（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十八号を第二十九号とし、第五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　消費者庁

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十三条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「及び同条第六項」を「、同条第六項」に改め、「官房の長」の下に「、同法第六十一条第一項に規定する次長及び同法第六十三条第一項に規定する局長」を加え、同項第九号中「、内閣府設置法第六十三条第一項に規定する局長」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　消費者庁長官

第十七条中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第六号若しくは第十四号から第十七号まで」に改める。

第十九条第一号中「第十六条第一項第十七号」を「第十六条第一項第六号、第十四号から第十七号まで」に改める。

別表第一内閣府本府の項中「内閣府本府」を「内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）」に、「公益認定等委員会に置かれる事務局」を「公益認定等委員会に置かれる事務局　再就職等監視委員会に置かれる事務局　消費者委員会に置かれる事務局」に、「日本学術会議に置かれる事務局　」を「日本学術会議に置かれる事務局　官民人材交流センター　沖縄総合事務局　消費者庁　」に改め、「官民人材交流センター　沖縄総合事務局　再就職等監視委員会に置かれる事務局」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3　貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち貸金業法施行令第六条第一項の改正規定中「（法第十二条の三第十項の規定による指定の権限を除く。）」を「第十二条の三第十項、」に改める。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義

不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十八号

不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条　不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第二条　法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

附　則

この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十九号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令

内閣は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第三十一条第一項の政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

一　法第十六条第一項の規定による登録

二　法第十七条第一項の規定による登録の更新

三　法第二十五条の規定による登録の取消し

附　則

この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉